

平成19年度から市県民税の税率が一律10%に

○具体例で見てみると（定率減税の廃止を反映）

（単位 円）



Aさん(25歳)

給与収入300万円、独身
市県民税66,900円増加
所得税 49,600円減少
実質 17,300円増加

	税源移譲前		税源移譲後	
	市県民税 (平成18年度)	所得税 (平成18年度)	市県民税 (平成19年度)	所得税 (平成19年度)
給与収入		3,000,000		
所得 A		1,920,000		
所得控除		300,000		
社会保険料控除				
基礎控除	330,000	380,000	330,000	380,000
所得控除計 B	630,000	680,000	630,000	680,000
課税所得(A-B)	C 1,290,000	1,240,000	1,290,000	1,240,000
税率 D	5%	10%	10%	5%
税額(C×D)	E 64,500	124,000	129,000	62,000
調整控除 F			2,500	
市県民税(E-F)+所得税		188,500		188,500
定率減税 G	4,900	12,400		
市県民税所得割額と所得税額(E-F-G) H	59,600	111,600	126,500	62,000
均等割額 I	4,800		4,800	
税額(H+I)	64,400	111,600	131,300	62,000
市県民税+所得税		176,000		193,300
定率減税廃止による市県民税+所得税の負担増			17,300	

*調整控除(F)の計算方法…課税所得が200万円以下なので、人的控除額の差の合計額(5万円)と課税所得(129万円)を比較して小さい金額の5%(以下の計算式)となります。→5万円×5%=2,500円
*定率減税(G)の控除率は、市県民税所得割額の7.5%、所得税額の10%です。

（単位 円）



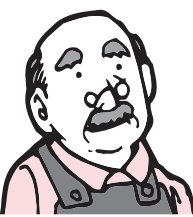
Bさん(47歳)

給与収入700万円、妻(45歳)、子(18歳)、子(12歳)を扶養
市県民税112,200円増加
所得税 71,200円減少
実質 41,000円増加

	税源移譲前		税源移譲後	
	市県民税 (平成18年度)	所得税 (平成18年度)	市県民税 (平成19年度)	所得税 (平成19年度)
給与収入		7,000,000		
所得 A		5,100,000		
所得控除		700,000		
社会保険料控除				
配偶者控除	330,000	380,000	330,000	380,000
特定扶養控除	450,000	630,000	450,000	630,000
一般扶養控除	330,000	380,000	330,000	380,000
基礎控除	330,000	380,000	330,000	380,000
所得控除計 B	2,140,000	2,470,000	2,140,000	2,470,000
課税所得(A-B)	C 2,960,000	2,630,000	2,960,000	2,630,000
税率、速算控除 D	10%-100,000	10%	10%	10%-97,500
税額(C×D)	E 196,000	263,000	296,000	165,500
調整控除 F			2,500	
市県民税(E-F)+所得税		459,000		459,000
定率減税 G	14,700	26,300		
市県民税所得割額と所得税額(E-F-G) H	181,300	236,700	293,500	165,500
均等割額 I	4,800		4,800	
税額(H+I)	186,100	236,700	298,300	165,500
市県民税+所得税		422,800		463,800
定率減税廃止による市県民税+所得税の負担増			41,000	

*調整控除(F)の計算方法…課税所得が200万円超なので、以下の計算式となります。【人的控除額の差の合計額33万円-(市県民税課税所得296万円-200万円)×5%=0円→2,500円未満なので、2,500円
*定率減税(G)の控除率は、市県民税所得割額の7.5%、所得税額の10%です。

（単位 円）



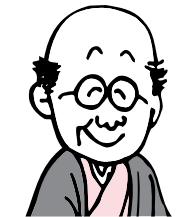
Cさん(75歳)

年金収入200万円、扶養家族なし
市県民税20,000円増加
所得税 13,900円減少
実質 6,100円増加

	税源移譲前		税源移譲後	
	市県民税 (平成18年度)	所得税 (平成18年度)	市県民税 (平成19年度)	所得税 (平成19年度)
年金収入		2,000,000		
所得 A		800,000		
所得控除		72,000		
社会保険料控除				
基礎控除	330,000	380,000	330,000	380,000
所得控除計 B	402,000	452,000	402,000	452,000
課税所得(A-B)	C 398,000	348,000	398,000	348,000
税率 D	5%	10%	10%	5%
税額(C×D)	E 19,900	34,800	39,800	17,400
調整控除 F			2,500	
市県民税(E-F)+所得税		54,700		54,700
定率減税 G	1,500	3,480		
市県民税所得割額と所得税額(E-F-G) H	18,400	31,300	37,300	17,400
均等割額 I	4,800		4,800	
税額(H+I)	J 23,200	31,300	42,100	17,400
※経過措置(減額) K	14,967		13,834	
税額(J-K)	L 8,200	31,300	28,200	17,400
市県民税+所得税		39,500		45,600
定率減税廃止による市県民税+所得税の負担増			6,100	

*調整控除(F)の計算方法…課税所得が200万円以下なので、人的控除額の差の合計額(5万円)と課税所得(39万8千円)を比較して小さい金額の5%(以下の計算式)となります。→5万円×5%=2,500円
*定率減税(G)の控除率は、市県民税所得割額の7.5%、所得税額の10%です。 *税額(L)の市県民税の欄は、市、県別々に計算し、100円未満を切り捨てます。 *税額(H)の所得税の欄は、100円未満を切り捨てます。 *経過措置(減額)(K)は、市県民税の老年者非課税措置廃止に伴うものです。

（単位 円）



Dさん(66歳)

年金収入300万円、妻(64歳)を扶養
市県民税47,700円増加
所得税 35,200円減少
実質 12,500円増加

	税源移譲前		税源移譲後	
	市県民税 (平成18年度)	所得税 (平成18年度)	市県民税 (平成19年度)	所得税 (平成19年度)
年金収入		3,000,000		
所得 A		1,800,000		
所得控除		160,000		
社会保険料控除				
配偶者控除	330,000	380,000	330,000	380,000
基礎控除	330,000	380,000	330,000	380,000
所得控除計 B	820,000	920,000	820,000	920,000
課税所得(A-B)	C 980,000	880,000	980,000	880,000
税率 D	5%	10%	10%	5%
税額(C×D)	E 49,000	88,000	98,000	44,000
調整控除 F			5,000	
市県民税(E-F)+所得税		137,000		137,000
定率減税 G	3,700	8,800		
市県民税所得割額と所得税額(E-F-G) H	45,300	79,200	93,000	44,000
均等割額 I	4,800		4,800	
税額(H+I)	50,100	79,200	97,800	44,000
市県民税+所得税		129,300		141,800
定率減税廃止による市県民税+所得税の負担増			12,500	

*調整控除(F)の計算方法…課税所得が200万円以下なので、人的控除額の差の合計額(10万円)と課税所得(98万円)を比較して小さい金額の5%(以下の計算式)となります。→10万円×5%=5,000円
*定率減税(G)の控除率は、市県民税所得割額の7.5%、所得税額の10%です。

平成19年度の あなたの市県民税額と所得税額を 計算してみましょう

○モデルケースで見てみると（定率減税の廃止を反映せず）

給与所得者のケース

年金所得者のケース(65歳以上)

独身者の場合

給与収入	税源移譲前(単位:円)			税源移譲後(単位:円)			負担増減額
	市県民税 (所得割)	所得税	合計	市県民税 (所得割)	所得税	合計	
300万円	64,500	124,000	188,500	126,500	62,000	188,500	0円
500万円	163,000	258,000	421,000	260,500	160,500	421,000	0円
700万円	307,000	474,000	781,000	404,500	376,500	781,000	0円

夫婦+子ども2人の場合

給与収入	税源移譲前(単位:円)			税源移譲後(単位:円)			負担増減額
	市県民税 (所得割)	所得税	合計	市県民税 (所得割)	所得税	合計	
300万円	9,000	0	9,000	9,000	0	9,000	0円
500万円	76,000	119,000	195,000	135,500	59,500	195,000	0円
700万円	196,000	263,000	459,000	293,500	165,500	459,000	0円

独身者の場合

年金収入	税源移譲前(単位:円)			税源移譲後(単位:円)			負担増減額
	市県民税 (所得割)	所得税	合計	市県民税 (所得割)	所得税	合計	
200万円	19,900	34,800	54,700	37,300	17,400	54,700	0円
300万円	66,400	127,800	194,200	130,300	63,900	194,200	0円
400万円	109,500	204,500	314,000	207,000	107,000	314,000	0円

夫婦の場合

年金収入	税源移譲前(単位:円)			税源移譲後(単位:円)			負担増減額
	市県民税 (所得割)	所得税	合計	市県民税 (所得割)	所得税	合計	
200万円	0	0	0	0	0	0	0円
300万円	49,000	88,000	137,000	93,000	44,000	137,000	0円
400万円	87,300	164,700	252,000	169,700	82,300	252,000	0円

※夫婦+子ども2人の場合、子どものうち1人が特定扶養親族に該当するものとしています。
※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。
★このほか、実際の負担増減額には、平成19年から定率減税が廃止される等の影響があることにご留意ください。

平成19年度のあなたの市県民税額を計算してみましょう!

兵庫県ホームページ <http://web.pref.hyogo.jp/contents/000054591.xls>

STEP 1

平成18年度の市県民税額は
いくらでしたか?

① 円

STEP 2

定率減税がないといくらだったのでしょうか?

①の金額	計算式
4,800円未満のかた	4,800円
4,800円以上 25万1,400円 未満のかた	(①-4,800円) × 1.081+4,800円
25万1,400円 以上のかた	①+20,000円

定率減税をしない場合の
18年度の市県民税額(概算)は ② 円

(百円未満の端数切上)

②-①= 円 は、これまで定率減税により
軽減されていた額です。

STEP 3

平成19年度の市県民税額はこうなります。

②の金額	計算式
7,300円未満のかた	②の金額
7,300円以上 10万4,800円未満のかた	(②-4,800円) × 2 + 2,300円
10万4,800円以上 60万円未満のかた	②+97,500円
60万円以上のかた	(②+305,200円) × 0.770+2,300円

平成19年度の市県民税額(概算)は ③ 円

★税源移譲により増える(減る)額

③-②= 円 は、その分の所得税が
減り(増え)ます。

※このほか所得税・市県民税の定率減税の廃止による影響があります。

- (1) 毎年の収入の状況によって、実際の税額は異なるため、計算の結果は、あくまでも目安です。
- (2) この計算式は、基礎控除のみ適用されるかた(独身のかた)を前提に作成していますので、扶養家族の多いかたは、計算結果③、②-①よりも少なくなります。
- (3) 土地の譲渡所得や株取引などの所得があるかた、定率減税以外の税額控除があるかた、昭和15年1月2日以前に生まれたかたで、平成17年中の所得が125万円以下のかたは、計算が異なります。